

令和 8 年度 保育所等利用者負担金基準額表

保育認定（令和 8 年 3 月 3 1 日時点で 3 歳未満の児童）

階層	市民税所得割額 による区分		保育標準時間		保育短時間	
			基準額	半額	基準額	半額
1	生活保護法による 被保護世帯		0	0	0	0
2	市 民 税 税 帯 非 課 税 世 帯		0	0	0	0
3	0円以上 48,600円未満	標準	9,700	4,850	9,600	4,800
		ひとり親・障害	4,500	0	4,500	0
4	48,600円以上 97,000円未満 (77,101円未満)	標準	15,000	7,500	14,800	7,400
		多子	10,000	3,750	9,860	3,700
		ひとり親・障害	4,500	0	4,500	0
5	97,000円以上 169,000円未満		22,200	11,100	21,900	10,950
6	169,000円以上 301,000円未満		30,500	15,250	30,000	15,000
7	301,000円以上 397,000円未満		40,000	20,000	39,400	19,700
8	397,000円以上		52,000	26,000	51,200	25,600

- ※ 教育認定児童及び令和 8 年 3 月 31 日時点で 3 歳以上の保育認定児童については、利用者負担額は 0 円。
- ※ 小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に 2 人目は半額、3 人目以降は 0 円とする。ただし、年収約 360 万円未満相当（市民税所得割課税額が 57,700 円（ひとり親世帯や障害者の属する世帯については 77,101 円）未満）の世帯においては年齢制限を撤廃する。
- ※ 4 階層多子欄は、保護者が監護する 18 歳未満の最年長の子どもから順に 3 人目以降の児童に適用する。

副食費免除について (3歳以上クラス)

令和元年10月からスタートした幼児教育・保育の無償化により、世帯の収入や多子世帯の状況に応じて副食費が免除となります。
対象となる世帯には、枕崎市から免除対象のお知らせが送付されます。

【対象範囲】

○副食費（おかず代・おやつ代等）のみ。（主食費は対象外。）

【対象者】

- 年収360万円未満相当世帯の子ども
- 第3子以降の子ども

	第1子	第2子	第3子
年収360万円未満相当世帯	副食費免除	副食費免除	副食費免除
年収360万円以上相当世帯	副食費 保護者負担		副食費免除

★年収360万未満相当世帯とは

1号認定（教育）の場合	2号認定（保育）の場合
市民税所得割課税額が 77,101円未満の世帯	市民税所得割課税額が 57,700円未満の世帯 (ひとり親等世帯は77,101円未満)

★多子世帯の第3子カウント方法

多子世帯の第3子のカウント方法は、1号認定（教育）は小学校3年生までの最年長の子どもを第1子として、2号認定（保育）は小学校就学前までの最年長の子どもを第1子としてカウントします。

